

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第85号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第3条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設の運営についての重要事項)

第3条 条例第4条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者（条例第2条第1項に規定する利用者をいう。以下同じ。）に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第15条第2項の苦情の内容等の記録
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第16条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第9条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。